

令和4年度（2022年度） 定期監査結果報告書

1 監査の対象

(1) 対象部局

港湾空港部

(2) 対象事務

令和4年（2022年）4月1日から令和4年7月31日までに
執行された財務に関する事務およびその他の事務

2 監査の期間

令和4年9月2日から令和5年（2023年）1月25日まで

3 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、監査項目を定め、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点を踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を実施するなど、函館市監査基準に基づき行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

(1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分、年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

(2) 現金取扱事務

- ア 出納員その他の会計職員、企業出納員および現金取扱員以外の者が現金を扱っていないか。
- イ 現金出納簿等は正確に記帳されているか。
- ウ 収納金は適切に保管され、遅滞なく指定金融機関等に払込または預入されているか。

(3) 庶務的事務

ア 職員の服務に係る手続は適正か。

イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

(4) 収入事務（上屋使用料）

ア 調定額の算定は適正か。また，計算誤りはないか。

イ 調定，減免，納入通知等の手続は適正か。

ウ 滞納状況の把握，記録および督促手続等は適切に行われているか。

4 監査の結果

監査の対象とした事務について，監査した限りにおいて，次のとおり改善を要する点が見受けられた。

(1) 指摘事項

ア 収入事務（上屋使用料）

函館市港湾施設管理条例（平成12年条例第38号）第4条において，「港湾施設は，当該港湾施設の目的（港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項各号に区分された港湾施設の目的をいう。）に従い，使用をすることができる。」と規定され，港湾法第2条第5項第6号において，上屋は「荷さばき施設」と定義されており，荷揚げした貨物，船に積込む貨物の荷さばきや一時保管を目的とする施設であるが，西ふ頭においては，設置目的とは異なる使用許可をしているものがあつた。

港湾施設の使用許可に係る事務に当たっては，法令等の規定に基づき適正な執行を図られたい。